

議案第 6 2 号

天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正について
天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正し
ようとする。

平成22年11月30日提出

天理市長 南 佳 策

天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例
第 1 条 天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和47年 3 月天理
市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第 6 条ただし書中「100分の150」とあるのは「100分の165」を「100
分の135」とあるのは「100分の150」に改める。

附則第 6 項中「平成23年 3 月31日」を「平成24年 3 月31日」に、「650,000
円」を「630,000円」に改める。

第 2 条 天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を次のように
改正する。

第 6 条ただし書中「100分の125」とあるのは「100分の145」を「100
分の122.5」とあるのは「100分の140」に、「100分の135」とあるのは
「100分の150」を「100分の137.5」とあるのは「100分の155」に改め
る。

附 則

この条例は、平成22年12月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平
成23年 4 月 1 日から施行する。